

# 知的財産推進計画2022

一意欲ある個人・プレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革

Intellectual Property Strategic Program 2022



内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官

## 浜岸 広明

1998年特許庁入庁。電気・情報分野の審査審判業務、国際審査協力などに従事。2016-17年、特許庁企画調査課にて、知財活用・知財人材育成に係る施策の企画・立案を担当。2017-2020年、韓国・ジェトロソウルにて日系企業の知財支援を担当。2021年7月より現職。

### 1 はじめに

参院選を約1月後に控えた2022年6月3日、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚及び民間有識者で構成された知的財産戦略本部会合が首相官邸にて開催され、知的財産推進計画2022が決定された。

知的財産推進計画は、知的財産基本法第23条に基づいて、2003年より毎年決定され、各省庁横断的に知的財産戦略を取りまとめた行動計画であり、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下、「知財事務局」）は、知的財

産戦略本部と、知的財産推進計画の素案等のとりまとめを行う、民間有識者からなる構想委員会の事務局となっている（図1）。

本稿では、「知的財産推進計画2022～一意欲ある個人・プレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革～」（以下、「知的財産推進計画2022」）について、その主な内容についてご紹介したい。

なお、本稿には知財事務局の公式な見解を示すものではない筆者の私見が含まれている点について、ご留意頂きたい。

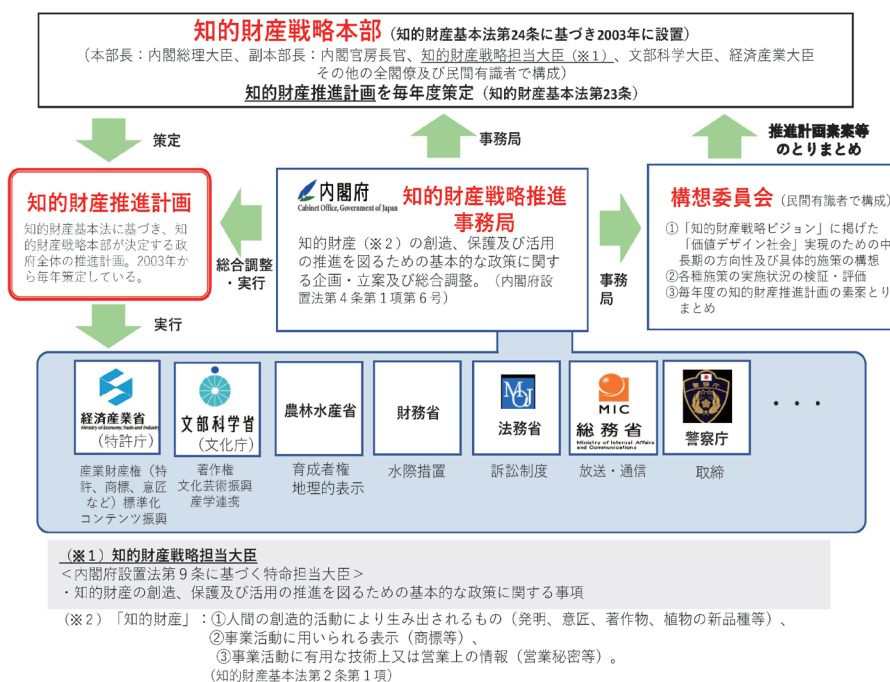


図1 我が国の知的財産戦略の推進体制

## 2 基本認識

知的財産推進計画 2022 の基本認識として、まず、日本の知財戦略の在り方に大きな変化を迫るようなグローバルな競争環境の変化が生じていることが挙げられる。近年のデジタル化やグリーン化の急速な進展は、“技術をいかに機動的かつスピーディにグローバルに社会実装させるか”という「イノベーション・スピード競争」をもたらしている。こうした中、日本が熾烈なグローバル競争に勝ち残るには、これまでのイノベーションの主体である既存企業だけでなく、スタートアップを始めとするより多様な主体がイノベーションに参加し、技術の社会実装に向け機動的かつスピーディに事業を展開できるような環境を整備することが不可欠である。

また、Web3.0 と呼ばれる分散型のインターネット環境は、これまでの巨大なプラットフォーマーが支配するインターネット空間とは異なる特定のプレイヤーに支配力が集中しないガバナンス構造を特徴とする新たなデジタル空間を創り出す流れとして、世界的に関心が急速に高まっており、メタバース等のデジタル空間におけるデザイン、コンテンツの権利保護の在り方が今後問題となり得ると言える。

このような中、現行の日本の知財エコシステムが、イ

ノベーションの創出に十分貢献できているかについては、様々な面において疑義が生じている。例えば、将来の成長に必要な知財・無形資産への投資が不足していること、企業の技術開発等から生み出された知財が必ずしも十分に活用できていないこと、大学で創出される知財が事業化につなげられていないことなどが挙げられる。

今後、日本がグローバルな競争環境の変化に対応しつつ、国際競争力を高めていくためには、スタートアップを含めたより幅広いプレイヤーが、社会全体に蓄積された技術や知財にアクセスし、それを活用して事業化につなげるチャンスを得やすい知財エコシステムを整備することが不可欠である。また、誰もがコンテンツの創作・流通・利用を行う「一億総クリエイター時代」において、人々の創造性発揮を促しながら、クリエイター主導によるコンテンツ・エコシステムを活性化していくことが必要となる。

## 3 知的財産推進計画 2022 の重点施策

基本認識に掲げた諸課題を解決するため、知的財産推進計画 2022 では、図 2 に示した重点 8 施策を策定している。

ここでは、その中から主な施策について紹介する。

### 1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

- ・スタートアップが知財対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備
- ・大学における事業化を見据えた権利化の支援
- ・大学等における共同研究成果の活用促進
- ・「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定と大学への浸透 等

### 2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

- ・企業の開示・ガバナンス強化と投資家の役割の明確化

### 3. 標準の戦略的活用の推進

- ・官民一丸となった重点的な標準活用推進 等

### 4. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

- ・データ取扱いルール実装の推進 等

### 5. デジタル時代のコンテンツ戦略

- ・Web3.0時代を見据えたコンテンツ戦略
- ・デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 等

### 6. 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化

- ・中小企業の知財取引の適正化 等

### 7. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

### 8. アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

図 2 知的財産推進計画 2022 の重点 8 施策



## (1) スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

スタートアップが、大学・大企業の保有する知財をフルに活用し、事業化につなげられる環境整備に向け、知財対価としての株式・新株予約権の活用制限の撤廃、共有特許のルール見直し、国際特許出願支援の抜本的強化などを措置する（図3）。また、大学の知財の事業化に向け、強い権利の取得やライセンスの促進など、スタートアップ・フレンドリーな知財マネジメントを浸透させるための大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）を策定する。

## (2) 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて、2022年1月に取りまとめた「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」による企業の開示・ガバナンス強化に加え、投資家の役割を明確化することにより、知財・無形資産の投資・活用を促進する。また、中小企業が知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、事業全体を対象とする担保制度の創設を検討する（図4）。

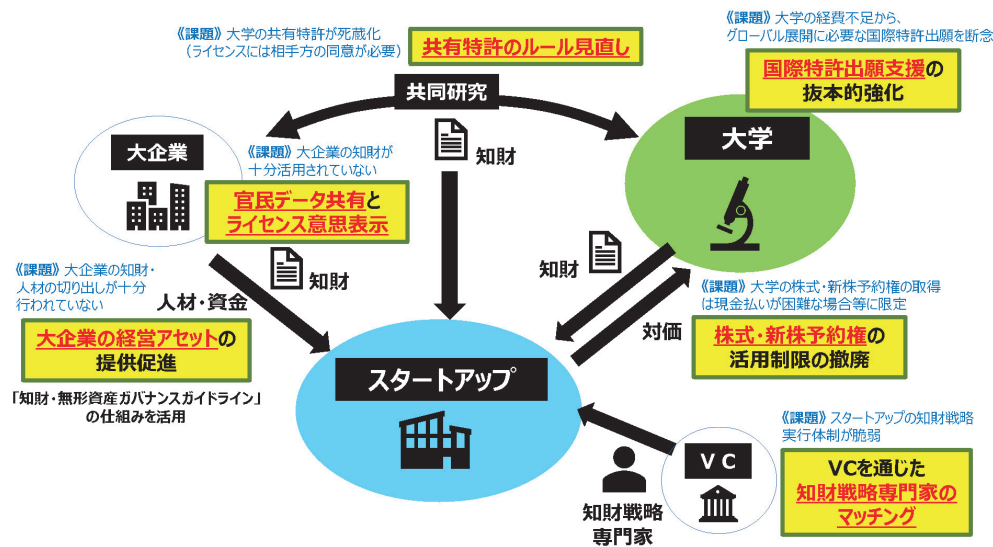


図3 スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

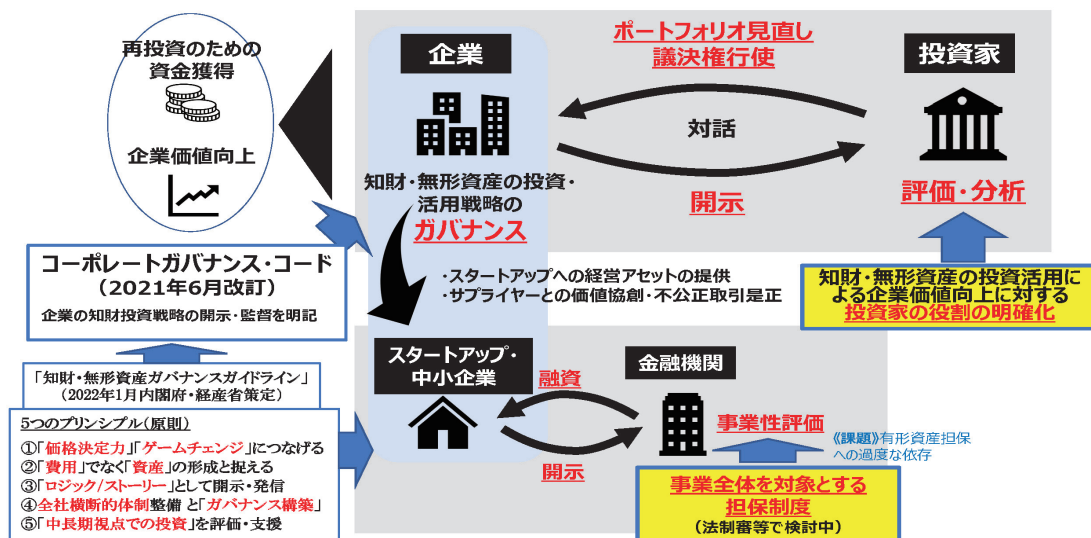


図4 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

### (3) 標準の戦略的活用の推進

政府系研究開発事業の実行プロセスにおいて、民間企業に社会実装戦略、国際競争戦略、国際標準戦略の明示を求め、その取組、実行を担保する仕組みを導入する。

### (4) デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

準公共等の各分野のプラットフォームや、デジタル田園都市国家構想で構築されるデータ基盤において、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドダンス ver1.0」(2022年3月公表)を参照し具体的なルール構築を推進する。

### (5) デジタル時代のコンテンツ戦略

デジタル化の進展に伴うコンテンツ市場の構造変化や、個人による多様な創作活動の動向、仮想空間上におけるコンテンツ消費等の新たな動きを踏まえつつ、Web3.0時代におけるコンテンツビジネスのゲームチェンジの可能性等も見据え、コンテンツ・エコシステムの活性化に向けた戦略を推進する。

また、多様な個人・プレイヤーが社会に蓄積されたコンテンツを最大限に活用できるようにし、様々なアイデ

アの融合やコンテンツの共創を通じ、新たな価値創出を促進していくよう、膨大かつ多種多様な著作物の権利処理を簡易・迅速に行える仕組みを整備する(図5)。

### (6) アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

新型コロナウイルスの長期化を踏まえ、クールジャパン(CJ)関連分野の存続に必要な支援を着実に実施し、来るべきインバウンドの全面再開を視野にCJを再起動する。

## 4 おわりに

知的財産推進計画2022の各施策を推進するにあたっては、知財戦略支援人材の役割が非常に重要となる。例えば、スタートアップの知財戦略支援にあたっては、スタートアップのビジネス実態と知財戦略に精通した専門家の規模を増やすことが必要で、専門家間の緊密なネットワークを拡充していくことが重要となる。

本稿にご関心を持たれた皆様におかれては、知的財産推進計画2022の本文を是非ご一読いただき、知財戦略支援人材として政府の目指す知財エコシステムに加わって頂けると幸いです。

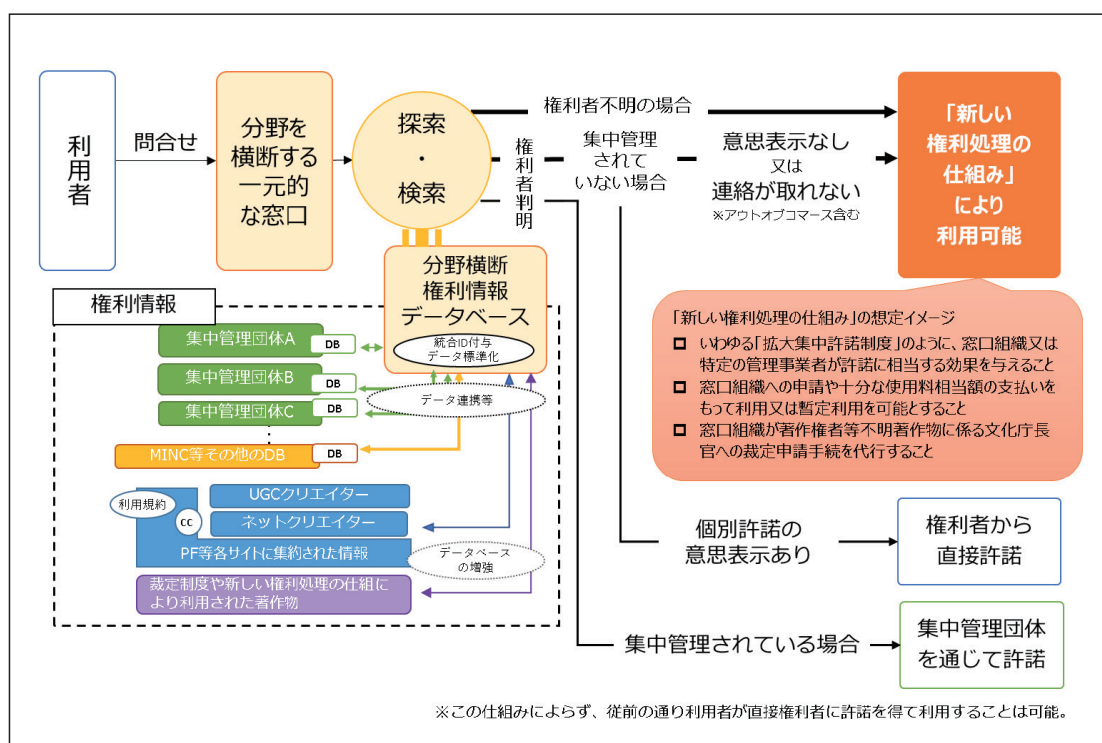


図5 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ